

アジア開発銀行設立の意義と問題点

〔要 旨〕

アジア開発銀行の設立問題は最近に至って急速に具体化し、本年末には最終結論をうる見通しにあると伝えられている。

設立の基本構想については、目下エカフェ第21回総会の決議にもとづき設置された諮問委員会などを中心に具体的な検討が行なわれているが、現在までのところそのおもなる内容は、

- (1) 資本金は10億ドル(うち域内6億ドル、域外4億ドル)とし、広く欧米先進国などからの資金導入をはかるためエカフェ域内国はもちろん域外国の出資を求める。
- (2) 本銀行の役割としては域外から追加資金を導入し、世銀、第二世銀など既存金融機関の活動を補完しつつ複数国にまたがるプロジェクトや農鉱工業プロジェクトに対する信用供与を行なうほか各国の開発計画の調整および計画策定に関する技術協力を行なう。
- (3) 総裁はアジア人の中から選出する。

などである。

アジア開発銀行の設立ないしは今後の運営にあたって、アジア人による銀行というアジア的性格と、先進国にある程度の発言権を与え先進国からの資金導入を確保するという国際的性格をいかに調整してゆくかが最大の要点となるものと思われる。

わが国は現在域内出資予定額の $\frac{1}{3}$ に当たる2億ドルの出資あるいは銀行の本店招致などアジア開発銀行に対する積極的参加の意向を示している。アジアの一員であると同時に域内唯一の先進工業国であるわが国に対しては、当銀行の二面的性格を調整するものとして大きな期待が寄せられている。

目 次

- | | |
|---|---|
| <p>は し が き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エカフェにおける討議の経緯 2. 開発銀行設立の背景 3. 開発銀行の役割 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 開発銀行の基本構想(案) 5. 問 題 点 6. わが国の経済協力と開発銀行
——むすびにかえて—— |
|---|---|

は し が き

アジア開発銀行の設立については、さる3月開催の第21回エカフェ総会(国連アジア極東経済委員会)で、これを促進する決議が満場一致で採択

され、さらにその後ジョンソン米大統領の公式参加声明やわが国の積極的参加の意向表明など、問題視されていた資金調達の見通しが明るくなるに及んで事態は急速な進展をみせるに至った。

このように、最近、アジア開発銀行の設立気運

が急速に高まってきたのは、①アジアの低開発諸国がアジア地域全体の経済発展のため、かねてから、エカフェを中心に検討されてきた地域経済協力の推進にあたって、地域開発銀行の演ずる重要な役割を痛感するに至ったこと、②先進諸国においても世界経済の順調な発展のためには、南北問題の解決に積極的に取り組んでゆかねばならないとの認識が高まり、わが国においてもとくに対アジア経済協力の必要性があらためて再認識されてきたこと、③さらに米国が最近のベトナムを中心とするアジア情勢緊迫化の下で、アジア諸国の民生安定をはかるためアジア地域の経済協力の強化にきわめて積極的な姿勢を示していること、などの事情を背景とするものであるが、結局はアジア低開発国、先進国の双方がそれぞれの利益の一致点を求めて歩みよってきたことによるものであろう。

わが国は現在、域内出資予定額の $\frac{1}{2}$ に当たる2億ドルの出資、あるいはアジア開発銀行の本店招致など、アジア開発銀行に対する積極的参加の意向を示しているが、このさいアジア開発銀行に関するこれまでの討議の経緯、開発銀行設立の背景、基本構想、その問題点などを通じてわが国の立場を明確に位置づけることが必要であると考えられる。

本稿はこうした観点に立って最近急速に具体化してきたアジア開発銀行の設立問題を取りまとめたものである。

1. エカフェにおける討議の経緯

エカフェにおけるアジア開発銀行設立問題の検討は、エカフェ第16回総会(1960年)において地域経済協力促進に関する決議を採択したことに端を発するが、この問題が一応の方向づけを得るに至ったのは、七人委員会(1963年秋)の報告が提出されて以降のことである。

すなわち、エカフェ第16回総会の決議にもとづき、エカフェ事務局長が招集した専門家グループ(日本、インド、タイからなる三人委員会)は、アジア経済協力機構(OAEC)創設の提案と関連して地域開発銀行設立の必要性を述べ注目されたが、本提案は、①アジアにおける経済共同体形成の基本的条件が十分熟していない、②エカフェ諸国の経済開発が域外先進諸国の双務的援助に大きく依存している以上、共同体の形成はかえって外国援助を阻害することになりかねない、との理由から、各国が消極的な態度を示したため具体化するに至らなかった。

しかしながら、こうしたアジア経済協力機構案は棚上げされたものの、地域経済協力促進の問題については、その後第5回エカフェ域内貿易促進会談(1963年1月)において再びその具体策の検討が行なわれ、タイが貿易金融を中心とする地域銀行の設立を示唆した。

さらにエカフェ第19回総会(1963年3月)においては、地域経済協力に関する閣僚会議を開催し、貿易および産業開発のための地域経済協力を促進する趣旨の決議が採択され、これに基づきエカフェ事務局長の招請による七人委員会(インド、フィリピン、イラン、ニュージーランド、英国、フランス、メキシコなど域内外の専門家が参加)が構成された。同委員会は域内経済協力促進手段の一つとして、域内国の出資による地域開発銀行の設立を提案するとともに、その融資対象を域内分業の原則に基づき設立される鉱工業プロジェクト(Regional Industry)とすることを勧告するなど、ここに初めてアジア開発銀行の具体案が提示され、その後の討議の基礎を提供した。

この七人委員会の勧告は、エカフェ域内貿易促進特別会談(1963年10月)において検討され、各国ともアジア開発銀行設立の必要性を原則的に認めたが、同会談ではとくに資金調達などなお検討す

べき問題が多いとして、世界銀行等を含む専門家委員会の設置が提唱された。

次いで同年12月マニラで開催されたアジア経済協力関係会議においては、経済協力促進に関する決議が採択され、とくにアジア開発銀行については、エカフェの指向する地域経済協力構想(①開発銀行の設立、②域内貿易自由化、③一次産品輸出の拡大と価格安定、④開発計画の調整、⑤海上運賃の合理化、⑥航路の調整)の中核として、現実的かつ専門的観点から具体的な検討を行なう専門家委員会の設置を決定した。

これに基づきエカフェ事務局長は64年10月バンコックに専門家委員会を招集、日本、フィリピン、タイ、インドネシア、インド、パキスタン、ニュージーランド、イランの域内8か国のほか米州開発銀行(IDB)国際金融公社(IFC)の代表がこれに参加した。本専門家委員会は米州開発銀行、アフリカ開発銀行など既存の同種地域開発銀行設立の経験を参考としつつ、アジア開発銀行設立の基本構想を取りまとめた。

この専門家委員会報告は本年3月ウェリントンで開催されたエカフェ第21回総会に提出され、同総会でアジア開発銀行の設立をエカフェにおける最優先順位の重要課題として取り上げ、域内外各国との協議ならびに銀行の定款案作成に当たる諮問委員会の新設を内容とする同行の設立促進決議が満場一致をもって採択された。

上記決議に基づく諮問委員会は日本、タイ、マレーシア、フィリピン、南ベトナム、インド、パキスタン、セイロン、イランの域内9か国政府が指名する専門家で構成され、6月23日からバンコックに参集、委員会討議の後2班にわかれて域内外各国ならびに国際金融機関を歴訪して8月5日再びバンコックに集り、各国の意向打診の結果を入れて報告をとりまとめることとなっている。

この間ジョンソン米大統領は、4月7日のボル

チモア演説ならびに4月20日の大統領声明において、東南アジア開発に関する新構想を発表、東南アジアの民生安定のため10億ドルの資金拠出を行なう用意がある旨を言明し、本構想具体化の責任者としてブラック前世銀総裁を任命するととも

エカフェにおける討議の経緯

会 議	開 催 時 (開催場所)	主 要 内 容
エカフェ 第16回総会	1960年2月 (バンコック)	エカフェ事務局に対し地域経済協力促進のための具体策の検討を要請
三人委員会 (日本、インド、 タイ)	1961年秋	地域経済協力促進の具体策として「アジア経済協力機構」(OAE C)構想を提案
エカフェ 第18回総会	1962年3月 (東京)	時期尚早として上記O A E C構想棚上げ
第5回エカフェ 域内貿易促進会 談	1963年1月 (バンコック)	地域経済協力の具体策としてタイが地域開発銀行の設立を示唆
エカフェ 第19回総会	1963年3月 (マニラ)	地域経済協力促進策の検討に関する関係会議開催を決議
七人委員会 (インド、フィ リピン、ニュ ージーランド、 イラン、メ キシコ、フ ランス、英 国)	1963年8～9月	地域経済協力促進の具体策として地域的プロジェクトに対するアジア開発銀行設立を提案
エカフェ域内貿易 促進特別会談	1963年10月 (バンコック)	アジア開発銀行設立の必要性を確認
アジア経済協力 関係会議	1963年12月 (マニラ)	開発銀行設立に関する具体案作成のための専門家委員会の設置を決定
専門家委員会 (イラン、フィ リピン、タイ、 インド、イン ドネシア、パ キスタン、ニ ュージール ド、日本、米 州開銀、I F C)	1964年10月 (バンコック)	アジア開発銀行の基本構想を検討
エカフェ 第21回総会	1965年3月 (ウェリントン)	諮問委員会の設置を内容とするアジア開発銀行の設立促進に関する決議を採択
諮問委員会 (タイ、マレー シア、フィリ ピン、南ベト ナム、インド、 パキスタン、 セイロン、イ ラン、日本)	1965年6～8月 (バンコック)	銀行設立に関し域内国の意向打診、域外先進国、国際金融機関に対する協力を要請

に、アジア開発銀行についても健全運営を条件にこれに積極的に参加する意向を明らかにした。

その後前記諮問委員会にオブザーバーとして出席したブラック氏はさらにアジア開発銀行に対して出資2億ドル(域外出資予定の半額)のほか信託基金に1億ドル拠出する意向を表明し、一方わが国も域内最大の出資国として2億ドル(域内出資予定の $\frac{1}{2}$ 相当)の出資を約し、これに積極的に参加する態度を打ち出している。

なお今後の日程についてエカフェ事務局長の明らかにしたところによれば、10月には政府代表会議がバンコックにおいて開催されて、上記諮問委員会報告を中心に検討が行なわれた後、12月マニラにおいて閣僚会議を開いて最終結論を得る予定である。

2. 開発銀行設立の背景

このようにアジア開発銀行設立の動きは、問題の提起以来5年を経ようやく具体化に向かって大きく前進しつつあるが、最近その設立気運が急速に高まってきた背景として次の事情をあげることができよう。

まず第1はアジア低開発諸国が、経済開発のため域内経済協力を推進するにあたって、その中核的役割を演ずる地域開発銀行の重要性を痛感するに至ったことである。

すなわち、現在東南アジア諸国は工業化を旨としてそれぞれ野心的な経済開発計画を実施しているが、これらはいずれも自国本位の立場から推進されているため、計画相互間の調整はもちろん相互の連絡すら十分行われていない。

その結果、たとえば鉄鋼、肥料、パルプ、製紙など同種産業が各国に興され、投資の重複と乏しい資源の浪費を招いているばかりでなく、ある程度工業化が進むにつれて市場の狭隘が工業化の新たな制約要因として表面化するなど、アジア地域全体

の発展にとって好ましくない事態が生じている。

こうしたことから、エカフェ諸国では、各国が開発計画を相互に調整するなど地域経済協力を促進することが、アジア全体の経済発展にとって不可欠の要件とされてきたわけであるが、このような地域経済協力の推進にあたって、その中心機関として地域開発銀行を設け、できる限りこれに域内外資金をプールして地域全体の見地から投資の調整を進めることが最も効果的であるとの認識が高まってきた。

さらに同種の地域開発銀行として中南米では、米州開発銀行が1959年12月に発足し、かなりの成果をあげているほか、アフリカでも、昨年9月アフリカ開発銀行が発足するに至っている現状においては、アジアにおいても域内経済協力の中核体としての地域開発銀行を設立し、域外資金の受入れ体制を早急に整備しておくことが以前にも増して必要となってきた。

第2は先進国においても世界経済の順調な拡大のためには、南北問題の解決に積極的に取り組んでゆかねばならないとの認識が高まってきたことである。

昨春開催された国連貿易開発会議は、参加国の大多数を占める低開発国が貿易、援助の面で先進国に大幅な譲歩を求め、世界的な課題としての南北問題を大きくクローズアップした。しかも同じ低開発地域といっても、世界の低開発地域の人口の大半を占めている東南アジア(中共を除き人口約10億)においては、中南米(1.5億)、アフリカ(2.5億)とは異なった困難をかかえており、経済成長の大半が高率の人口増加に吸収される結果一人当たり所得の伸びは著しく低く、このため先進国との所得格差はますます拡大するに至っている。したがって、これら地域の経済成長率を引き上げるため工業化のテンポをさらに促進するには多額の資金を必要とするが、開発途上の国々にお

いては国内貯蓄に余り多くを期待することはできず、開発資金はいきおい外資に依存しなければならない状況にある。エカフェ事務局の試算によれば、アジア諸国における開発計画の目標としている経済成長率を達成するためには、現在の援助流入を考慮してなお年間6~10億ドル程度の資金不足が予想されている。

以上のごとく、国連貿易開発会議を通じて明白化してきた低開発諸国の団結と発言力の強化に加えて、一方先進国においても、戦後20年間の経済発展と技術革新により、ようやく生産過剰傾向が顕現化しつつあり、今後長期に互って経済成長を維持するためには、低開発国を含めた世界貿易の拡大が不可欠の要件であるとの認識が急速に高まってきている。このような事情を背景として、最近ガットやOECDのDAC(開発援助グループ)などにおいて改めて南北問題に取り組む積極的態度が打ち出されているのである。

こうした国際的な動きは、アジア開発銀行が健全経営の建前をくずさない限り、域外資金の導入がさほど困難でないことを示唆するものであり、現に米国のほか英国、西ドイツ、オランダ、スカンジナビア諸国などが内々参加の意向をもらしていると伝えられている。

第3は、さらに米国が最近のベトナムを中心とするアジア情勢の緊迫化の下で、アジア諸国の民生安定をはかるため、アジア開発銀行の設立を含めてアジア地域の経済協力の強化ないしは経済開発の促進にきわめて積極的な姿勢を示していることである。

前述のジョンソン大統領の東南アジア構想(米国が10億ドルを拠出)は、運輸、通信、かんがい、電源開発、公衆衛生、教育施設の拡大などインフラストラクチャの開発を対象として、とりあえずはメコン川の総合開発が同計画の出発点となる模様であり、これとアジア開発銀行との関連につ

いては必ずしも判然とはしていない。しかしながらいずれにしても、米国がアジア開発銀行に対する積極的支援の態度を打ち出していることは、米国を中心とする域外先進国の協力と参加が銀行設立の必須条件とされているだけに、銀行設立の動きを一段と促進したものといえよう。

3. 開発銀行の役割

上記のような経緯と背景の下に設立されようとしているアジア開発銀行が域内の低開発諸国にとって重要な意義をもつことはいうまでもないが、すでに開発金融機関として世銀(IBRD)、第二世銀(IDA)、国際金融公社(IFC)などの国際金融機関が存在している現在、新たに同行を設立することの意義ないし役割を明らかにしておく必要がある。

その1は、域内開発のため追加的な資金(Additional funds)を調達する役割である。

東南アジア諸国ではすでに述べたような旺盛な開発資金需要にもかかわらず、①民間外資は、アジア諸国における政治、経済情勢の不安定、外貨事情悪化に伴う利潤送金の制約などからさしたる流入をみていない、②政府間援助についても近年元利返済の増高から十分とはいえないうえ、援助供与国側の政治的配慮によって左右されがちである。このため低開発諸国の必要とする長期安定資金の確保が困難となっている。こうした事情から、アジア開発銀行には、まず追加的な長期安定外資を円滑に導入するチャネルとしての役割が期待されるほか、域内各国における海外逃避資金を開発目的に動員する呼水としての役割も見のぞくことができない。

次に世銀、第二世銀など既存の開発金融機関の活動を補完する役割があげられる。すなわち、これまで世銀など国際機関からの援助は概して画一的で、アジア地域の特殊性に対する認識の不足か

ら融資対象の選別が適時適切に行なわれ難いことのほか、融資条件や諸手続も厳格かつ複雑にすぎるといった事情を映じて、世銀などによるアジア地域への融資額はアジア各国の期待額をはるかに下回るものがあった。このため、アジア人の運営によるアジア開発銀行が、既存開発機関によって十分カバーされていない複数国にまたがるプロジェクト、農業、観光事業、中小プロジェクトなどに融資することにより、アジアの特殊性を活かしつつ地域開発の効果を高めることが期待されている。

第3はいうまでもなく域内経済協力推進の中核として、これまでとかく政治的にも経済的にも分立と対立に終始してきたアジア地域の連帯意識を高め、各国の開発計画を相互に調整する役割である。すなわち開発銀行がその融資を行なうにあたって、同種企業の存在、各国の資源の分布状態などからみて、域内の経済協力を資する妥当なプロジェクトを取捨選択することにより、それらの調整を行なうことが最も有効な方法である。一方域外先進国に対しても、これまで双務的援助によって各国ベースでばらばらに処理されてきた問題を、できる限りアジア地域全体の問題として総合的に取り上げる方向に働きかけることが可能となろう。こうした開発計画の調整により域内分業の体制が整備されれば、域内貿易は大幅に拡大することとなる。

第4として、開発銀行が融資分野のみならず、各国の開発計画の策定ないし実施に当たり技術援助を与える役割があげられる。とくにアジアの低開発国においては資金の不足もさることながら、開発計画の予備調査、立案あるいは実施に関する技術、知識、ならびに経営能力の欠如が開発を進めるうえで大きな障害となっている。開発銀行がこうした技術援助の分野に乗り出すことは、融資の実効を高めるだけでなく、地域協力の推進に貢献するところが大きいものと思われる。

4. 開発銀行の基本構想(案)

アジア開発銀行の基本構想については、昨年10月開催された専門家委員会において検討が行なわれた後、上記諮問委員会が域内外各国の意向を入れてさらに具体的な検討を加えているが、一般に伝えられるところによれば、その内容は概略次のとおりである。

なお以下の構想は今後の会議を経て決定されるべき問題であって、いまだ最終的決定に至っていないことはいうまでもない。

(1) 目的

アジア開発銀行設立の目的は、域内経済の調和ある発展、資源の効率的利用に必要な追加的資金の調達をはかり、これによってアジア域内各国の経済開発を全体的または個別的に促進することにある。

(2) 加盟国

銀行の加盟国は、できる限り多額の資金を調達するため、エカフェ域内加盟国はもちろん域外国(国連および国連専門機関加盟国)に対しても広く門戸を開放する。

〔参 考〕 エカフェ加盟国

域内加盟国20か国(注)

アフガニスタン、豪州、ビルマ、カンボジア、セイロン、台湾、インド、イラン、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴール、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイ、南ベトナム、西サモア。

(注) インドネシアは本年3月エカフェを脱退

域外加盟国5か国

米国、英国、フランス、オランダ、ソ連
準加盟2か国
香港、ブルネイ

(3) 資 金

銀行の資金は、資本金・借入金を主体とする「通常資金」のほか贈与などからなる「特別基金」および「信託基金」をもって構成される。

イ. 資本金

(イ) 当初授權資本金は10億ドル(必要に応じ増資)とし、うち6億ドル(全体の60%)を域内加盟国に割当て残余4億ドル(同40%)を域外加盟国の出資に期待する。なお域内加盟国の出資額6億ドルの算定根拠は、米州開発銀行(米国を除く中南米諸国出資分)、アフリカ開発銀行の出資額が加盟国の国民所得合計額の0.5%を目安にした事例になったものである。

(ロ) 授權資本金のうち、払込資本金はその半額とし残余は請求可能資本金とする。請求可能資本金は、銀行の債券発行、借入などの担保となり、銀行がそれらの債務を返済するため加盟国に請求した場合にのみ払込む。

(ハ) 払込資本金は50%を金または交換可能通貨、残余を自国通貨で払込むものとし、これを5回均等分割で払込む。

(ニ) 域内加盟国の出資割当額決定にあたっては、各国の国内総生産、輸出額、税金などを基準とするアフリカ開発銀行の算定方式が適用される模様である。

ロ. 借入金

銀行は資金調達手段として、請求可能資本金の範囲内で借入(債券の発行を含む)を行なうことができる。

ハ. 特別基金など

アジア地域の後進性にかんがみ経済基盤ないしは社会開発に対する長期低利の資金需要に応ずる必要から、コマーシャルベースに基づく通常資金以外にソフトローンを行なう余地を残すこととし、このため特別基金、信託基金を設ける。

なお信託基金の運用(たとえば融資対象、条件など)については拠出国と銀行との取決めによることとなる。

〔参考〕

米州開発銀行の特別活動基金などに関する運用事例

は次のとおりである。

① 特別活動基金 2.2億ドル、年利4~4.5%、期間10~30年

(通常資金 年利5.75% 期間5~20年)

② 社会進歩信託基金 5.3億ドル、年利1.25~2.75%、期間20~30年

(4) 活動範囲

イ. 銀行運営の基本原則として限られた資金の効率的使用をはかるとともに、投資家の信託にこたえ域内外から最大限の資金を確保するため、健全経営主義を建前とする。

ロ 銀行の活動分野は大別して、①アジア諸国に対する信用供与(融資、投資、保証)、②開発計画の調整、③開発計画の策定、実施に関する技術援助などである。

(イ) 融資先は政府・政府機関・公社ならびに民間会社(必要に応じ政府保証などを徴求)などを予定、その対象プロジェクトとしては既存の開発金融機関の活動を補完し、かつ域内の地域開発に資する農鉱工業など生産部門に重点をおく。なお運輸通信など大規模なインフラストラクチャ向け融資あるいは教育、社会開発などのプロジェクトについては特別基金、信託基金などの特別の資金を入手した場合に限り考慮する。

(ロ) 銀行の業務は、資本金、借入金などによりまかなわれる通常業務と特別基金、信託基金などによる特別業務にしゅん別して行なわれる。通常業務は健全経営主義の原則に基づき元利支払能力ありと認められるプロジェクトに限り融資され、一方特別業務による融資は低利かつ長期の条件で行なわれる。

(ハ) 信用供与は対象プロジェクトの経済効果に関する銀行独自の調査と判断に基づき行なわれ、政治的要因などにより左右されないものとする。銀行は対象プロジェクトの外貨支払に見合う部分のみを融資しかつその額は所要額の50%をこえないものとする。返済は融資通貨もしくは銀行の認

地域開発銀行の比較

	米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)	アフリカ開発銀行 (African Development Bank)	アジア開発銀行(基本構想) (Asian Development Bank)
設立	協定成立 1959年4月 協定発効 1959年12月 業務開始 1960年10月	協定成立 1963年8月 協定発効 1964年9月 業務開始 1964年11月	1963年12月 アジア経済協力閣僚会議 1964年10月 専門家委員会(報告書作成) 1965年6~8月 諮問委員会(定款作成)
加盟国	米州機構参加国(米国、中南米)20か国	アフリカ独立国(ただし南ア連邦を除く)27か国	エカフェ域内国ならびにアジアの経済発展に関心を有する域外国
本店所在地	ワシントン	アビジャン(象牙海岸)	未定
目的	加盟国の経済開発を個々にまたは全体として促進する	加盟国の経済開発と社会進歩を個々にまたは共同して促進する	アジアにおける加盟国の経済開発を共同または個別的に促進する
資金	<u>資本金</u> 授権資本金 (1964年末) 21.5億ドル (うち米国7.6億ドル) { 払込資本金 4.8億ドル 請求可能資本金 16.7億ドル 特別活動基金 2.2億ドル 社会進歩信託基金 5.3億ドル <u>借入金</u> 銀行債 2.7億ドル 融資参加証書売却 0.2億ドル	<u>資本金</u> 授権資本金 2.5億ドル { 払込資本金 1.25億ドル 請求可能資本金 1.25億ドル <u>特別基金</u> 贈与、信託基金 <u>借入金</u>	<u>資本金</u> 授権資本金 10億ドル (うち域内国6億ドル、域外国4億ドル) { 払込資本金 5億ドル 請求可能資本金 5億ドル <u>特別基金</u> 贈与 <u>信託基金</u> <u>借入金</u> 債券発行など
出資	米国 全額米ドル その他加盟国 50%金または交換可能通貨、残り50%自国通貨	50%金または交換可能通貨、残り50%自国通貨	50%金または交換可能通貨、残り50%自国通貨
業務活動	活動分野 貸付、保証、開発政策の誘導、技術援助 <u>融資原則</u> ①融資は主として一国または地域ベースのプロジェクトに対して行なう②融資に際し借入者の他機関からの資金調達能力に考慮を払う③融資はプロジェクト総所要資金の50%以内にとどめる④融資条件は適切なものとする 通常資金(資本金、借入金などを資金源とする) 金利5.75% 期間5~20年 特別活動基金 金利4~4.5% 期間10~30年 社会進歩信託基金 金利1.25~2.75% 期間20~30年	活動分野 貸付、保証、株式投資、開発計画の検討、準備、技術援助 <u>融資原則</u> ①融資は一国または地域ベースのプロジェクトに対し行なうが、とくに多数国にまたがるプロジェクトに重点をおく②健全金融方針を原則とする③融資に際し、借入者の他機関からの資金調達能力に考慮を払う④融資はプロジェクト総所要資金の50%以内にとどめる⑤株式投資の場合、当該企業の経営に参加しない。	活動分野 ①信用供与(融資、保証、投資)②開発計画の調整③開発計画の策定、実施に関する技術援助 <u>融資原則</u> ①健全金融方針を旨とする②既存金融機関の活動を補充し、域内の地域開発に資する農林工業など生産部門に重点をおく③道路、港湾など基礎部門ならびに社会開発向け融資については当面对象としない④融資はプロジェクトの外貨支払相当部分でしかも総所要資金の50%以内とする⑤元利支払能力ありと認められるプロジェクトに限り融資する⑥返済は融資通貨または銀行の認める交換可能通貨で行なう。
投票権	各国共通の基本票(135票)+比例票(持株数1万ドルにつき1票)基本票1対比例票30	基本票(625票)+比例票(持株数1万ドルにつき1票)基本票1対比例票1	基本票と比例票からなる 未定
機構	<u>総務会</u> 最高意思決定機関 各国代表(1名)より構成 <u>理事会</u> 執行機関 理事7名 { うち米国1名、中南米諸国より、6名選出 任期3年 <u>総裁</u> 総務会選出 任期5年	<u>総務会</u> 各国代表1名の総務より構成 <u>理事会</u> 理事9名(任期3年)総務会選出 <u>総裁</u> 理事会選出 任期5年	<u>総務会</u> 各国代表1名の総務より構成 <u>理事会</u> 理事10名(域内より7名、域外より3名を選出)を予定 <u>総裁</u> 個人的識見によりアジア人の中から総務会が選出

める交換可能通貨で行なわれるものとする。

(5) 投票権

投票権の配分基準については域内、域外諸国の利害が対立する最も微妙な問題を含んでいるが、基本的には、①資本の誘引ないしは公正の見地に基づき投票数を出資額に比例させる比例票と、②各国平等の原則にのっとり各加盟国に同数の投票権を付与する基本票との両者をいかに組み合わせるかにあり、このためには、すべての加盟国が銀行の運営と活動に積極的な関心をいただくようにその割合を決定することが望ましいとされている。

ちなみに既存開発金融機関の実例は次のとおりである。

米州開発銀行	基本票	1	対比例票	30
世銀	〃	1	〃	10
第二世銀	〃	1	〃	5
アフリカ開発銀行	〃	1	〃	1

(6) 機構

- イ. 銀行の機構として総務会、理事会を置く。
- ロ. 総務会は銀行の最高意思決定機関で、各加盟国の代表1名をもって構成され、少なくとも年1回開催する。その権限は増資、新規加盟国の承認、加盟国の資格停止など基本事項を決定する。
- ハ. 理事会は総務会の決議に基づき銀行業務の運営にあたるもので総務会で選出される理事をもって構成する。理事の数については10名(うち域内加盟国7名、域外加盟国3名)程度が予定されている。
- ニ. 総裁の選出については、米州開発銀行同様総務会にゆだねられる模様であるが、銀行のアジアの性格を明確にするためアジア人の中から個人的能力を基準に選ばれることとなっている。副総裁(1名以上)は総裁の推せんにより理事会が任命する。

(7) 本店の所在地

専門家委員会は本店所在地を決定する基準とし

て次の諸点をかかっているが、わが国のほかフィリピン、イラン、タイ、マレーシア、セイロンなどが自国招致を名乗りでており、最終的には10月の政府代表会議あるいは12月の閣僚会議で決定されることになる。

- イ. 加盟国、ならびに国際金融市場との連絡の便
- ロ. 有能な職員採用の可能性
- ハ. 政治的安定性および対外的友好性
- ニ. 金融機関利用の便
- ホ. 現地通貨の交換可能性
- ヘ. 生活環境および受入国の熱意
- ト. 他の国連機関存在の有無

5. 問題点

アジア開発銀行を他の低開発地域にある同種の地域開発銀行と比較すると、そこには自ら性格を異にしたアジア開発銀行の特質がうかがわれる。

すなわち、アジア開発銀行においては、①出資総額の6割を域内国が占め、かつ総裁もアジア人の中から選出することとなっているなど、その運営にあたっては、あくまでアジア諸国が主導権をにぎり、アジア人によるアジア人の銀行という性格を強く打ち出していることである。この点に関し、エカフェ事務局長は、アジア開発銀行が域内経済協力促進の中核的役割を果たすものとして設立される以上、その運営は当然アジア人にゆだねられねばならないとし、当初からアジア主義を強調している。

② もっとも、こうしたアジア主義を強調するアジア開発銀行も、その域内国に、日本のほか所得水準のきわめて高い豪州、ニュージーランドの先進国が含まれており、しかも日本をはじめこれら先進国の積極的な支持と役割が要請されている。この意味でアジア開発銀行はアフリカの低開発国のみで構成されているアフリカ開発銀行と相違し

ている。

③ しかしながら、これら域内先進国の援助能力が自ら限られているところから、域外資本の導入を確保するため、アジア開発銀行が当初から欧米先進諸国など広範囲に域外国の参加を求めている点では、域内国に米国という資金面を一手に引き受ける国があって、しかも米国の「進歩のための同盟計画」を背景に、いわばその援助受入機関として発足した米州開発銀行とも異なっている。

このようにみえてくると、アジア開発銀行の基本的性格は、アフリカ開発銀行や米州開発銀行とは異なり、同じ地域開発銀行でありながら、地域をこえた広い国際的性格(International character)を有する点にその特徴を見出すことができる。

したがって、アジア開発銀行の設立ないしは今後の運営にあたって、まず最大の問題点として指摘しなければならないことは、アジア人によるアジア開発銀行といういわゆるアジア的性格と、先進国にある程度の発言権を与え、先進国からの資金導入を確保するという国際的性格をいかに調整してゆくかということである。

(1) 先進国の発言権

アジア開発銀行が域内、域外の先進国からの資金を継続的に確保する見地から、先進諸国の信頼を得るためには、これら諸国に対し、銀行運営に関する発言権をある程度まで認めることが必要である。

投票権は、既述のように平等の原則に基づき各国が出資のいかんにかかわらずもつ基本票と、資本の誘引ないしは公正の見地から出資額に応じた比例票から成り立つものである。銀行のアジア的性格を強調するアジア低開発国の立場からすれば、可及的に基本票の割合を多くしたい(アフリカ開発銀行の場合は基本票1対比例票1)と考えようし、もっぱら出資のみを引受け融資などの面で直接受益者の立場にない先進国としては、でき

るだけ比例票の割合を多くして出資に応じた発言権を確保したい(米州開発銀行の場合は基本票1対比例票30)と考えるのは当然であろう。アジア開発銀行としては、投票権の決定にあたって域外国の参加を認めないアフリカ開発銀行の場合のように、資金面から、その活動が制約を受けるようなことはさけるべきであろう。結局はアジアの性格を保ちつつ、先進国の資金協力をも確保するという二つの条件を同時にみだす割合を早急に見出し、すべての加盟国が銀行の運営と活動に積極的な関心をいざくように決めるべきであろう。

(2) 健全経営主義と融資対象の選定

また出資ないしは債券発行などにより先進国の資金協力を確保する見地から、先進諸国の信頼を得るには開発銀行の運営にあたって健全経営の原則を貫くことが必要である。

この点、銀行が将来の情勢変化に対しても十分対処できるよう融資分野などをとくに決めていない状況においては、融資対象の選定にあたって慎重な配慮がなされねばならない。

しかしながら、域内低開発国の多くはいずれもきびしい外貨不足に直面しており、かつ既往債務の累増、輸出の伸び悩みなどからみて、融資対象の選定にあたって上記原則に徹することができるか否かは疑問のもたれるところである。

こうした場合、域内協力の見地に立って真に必要なプロジェクトであれば、通常資金以外の特別基金などからのソフトローンを併用するなどの弾力的な運用がのぞまれる。

また各国の経済発展段階にかなりの格差があるところから、比較的優良プロジェクトの多い特定国に融資が集中することも考えられ、さらに借入技術の点などからみて世銀のコンソーシアムなどを通じて借款手続に精通しているインド、パキスタンなどの大国に融資が片寄る公算も少なくない。とくにアジア地域においては上記経済発展段

階の格差、宗教など社会的な異和、あるいは後述の政治的立場の分立などから、融資対象の選定にあたって域内諸国間の調整をいかに行なうかということも重要な問題点となることと思われる。アジア開発銀行の役割は域内に追加資金を導入するといった量的な側面にとどまらず、その融資活動を通じて域内の調和ある経済発展を誘導するといった質的な側面をも持っているのであって、域内協力の総合的な見地からかかる問題の調整が円滑に行なわれることが望まれる。

(3) 政治からの独立

さらに融資対象の選定に対し、域内の政治的対立が影響を与える公算が少なくないが、開発銀行の運営にあたって、こうした政治的介入は極力排除しなければならない。このことは域外からの政治的発想に基づく融資についても同様である。

とくにベトナムにおいて現在のような緊張状態が生じているような場合においては、米国のアジア開発銀行に対する積極的姿勢は勢い政治的色彩をもつものとみられがちであり、この点運営面において誤解が生じないように周到な配慮が必要とされよう。

アジア開発銀行の設立は、域内の経済開発の促進という純粋な経済的動機に基づくものであり、また先進国との関係においては、まさに南北問題の具体的な解決の場であるといえよう。こうした開発銀行の純経済的、国際的性格は銀行の運営にあたって大いに尊重されなければならない点と思われる。

6. わが国の経済協力と開発銀行

—— むすびにかえて ——

アジアにおける経済停滞の背景としては、多くの国が人口圧力と貧困という差し迫った問題に直面しながら、政情不安、軍事的緊張の激化から乏しい資源の余りにも多くを軍事目的に費消し、そ

の結果各国の資本不足がさらに拍車されていることは見のがしえないところである。

こうしたアジア情勢の中にあつて、ひとりわが国は近隣諸国間の紛争に巻込まれることなく、戦後巨額の軍事支出から解放されていることもあって、すべての努力を経済発展に集中した結果、その経済力は飛躍的に高まり、経済構造も急速に先進国型に変貌してきた。しかしながら、最近における南北問題の台頭から、域内唯一の先進工業国としてのわが国に寄せるアジア諸国の期待は大きく、わが国としても、これまでのような自国の経済発展にのみ専念するといった態度を改め、資本・貿易・技術などの面においてアジアの経済発展に応分の寄与をしなければならないような状況に立ち至っている。さらに新しいアジア開発構想をかかげて、アジアの経済開発に積極的に取り組んで行こうとしている米国も、その具体的な進め方については、わが国の積極的なイニシアティブを期待している。

このようにアジア低開発国はもとより、米国をはじめ先進工業諸国もわが国の援助努力を期待しており、こうした期待にそってわが国が積極的な役割を演じてゆくことが、今後の国際経済においてその地位と発言力を強化するための重要な要素と考えられる。

わが国のこれまでのアジア諸国に対する経済協力は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナムなどに対する賠償の支払を主体とし、これに世銀のコンソーシアムを通ずるインド、パキスタンに対する円借款などの政府借款と民間投資が伴うという形であった。しかしながら、賠償支払の一段落とともに、今後の経済協力はその規模、対象などを主体的に選定しうることとなる筋合いであつて、この意味で真のアジア外交の展開が可能であり、また不可欠となつてきているということができよう。

ところで東南アジアに対する経済協力を考える場合、個々の国の開発計画を重視するか、地域全体を対象とする開発に力点をおくか、いかえれば開発援助を双務的取決めによって特定国に集中するか、あるいは多角的に地域全般を指向するかについては議論のあるところである。

しかしながらアジア低開発国においては、新興独立国としてのナショナリズムと先進国の双務的援助にささえられた自国本位の開発計画が、市場の狭隘などから必ずしも所期の効果をあげ得ず、場合によってはかえって全般の工業化を阻害するとの反省が高まってきており、これをアジア全地域的な形で解決の方向に活路を見出そうとしていることに注目しなければならない。こうしたことから、わが国が、アジア低開発国の総意の下に設立されようとしているアジア開発銀行に対して、積極的参加の意向を打ち出していることは、きわめて有意義なことと思われる。

しかもアジア開発銀行の設立ないしは今後の運営にあたって、アジア人によるアジア開発銀行という域内国の願望と、先進国からの資金確保の必要という二つの矛盾した要請を調整するものとしては、アジアの一員であると同時に域内唯一の先進工業国であるわが国において他にないということができよう。わが国の演ずべき役割はまさにこの点にあるわけである。

こうした観点から、わが国は、アジアの低開発

国に対しては、先進国の立場から、アジア開発銀行が域外先進国の資金導入を不可欠の要件としていることを強調しつつ、アジア主義を国際的に通用する経済的合理性に基づくものにするのが、アジア主義の権威を高めるゆえんであることを説くとともに、アジア各国における海外逃避資金を開発銀行を通じて開発目的に向けさせるなどアジア諸国の自助の精神の高揚にも努めるべきであろう。

一方域外の先進国に対しては、わが国はアジアの一員としての立場から、アジア主義への理解と関心を深めるよう積極的に働きかけねばならないことはいうまでもない。もしわが国が欧米先進国と同調してアジア低開発国の気持やそれらの利益を軽視する態度を採るようなことがあれば、あるいは万一アジア低開発国の一部が多少でもそうした疑惑の念をいだくこととなれば、アジア諸国のわが国に対する期待と信頼を根底から裏切ることになるだろう。

以上のような開発銀行の設立に伴う国際的経済協力の進展は、アジア地域全体の生活水準と購買力を高めることによって、わが国輸出基盤の強化に貢献するであろうことは十分予想されることであるが、わが国としては短期的目先の利益に執着することなく、アジア諸国との持ちつ持たれつとの関係を長期的に強化育成して行くことが肝要である。